

【一般廃棄物処理手数料及び公の施設の利用料金の見直し経過】

年度	一般廃棄物 (不燃ごみ) 処理手数料 (円/10kg)	一般廃棄物 (可燃ごみ) 処理手数料 (円/10kg)	因幡霊場の利用料金(円/件)												白兔グラウンドゴルフ場の利用料金(円/人)						備考
			東部圏域内						東部圏域外						個人		団体		多目的 広場	用具	
			大人	小人	死胎	改葬 遺骸	人体の 一部等	畜類	大人	小人	死胎	改葬 遺骸	人体の 一部等	畜類	大人	子ども	大人	子ども			
H9	220																			・鳥取県東部環境クリーンセンター供用開始(H9.4.1)	
H10	〃		16,000	10,000	10,000	10,000	12,600	12,600	58,000	36,000	36,000	36,000	45,150	45,150							・現在の因幡霊場供用開始(H10.4.1)
H11	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							
H12	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	500 (400)	300 (200)	400 (350)	240 (150)	1,000 (1,000)	100 (100)	・白兔グラウンドゴルフ場供用開始(H12.8.1)
H13	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H14	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H15	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H16	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H17	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・廃棄物等審議会設置及び開催
H18	330		21,000	13,000	13,000	13,000	15,750	15,750	61,000	39,000	39,000	39,000	47,250	47,250	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・因幡霊場及び白兔グラウンドゴルフ場に指定管理者制度を導入
H19	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H20	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・廃棄物等審議会開催
H21	〃		25,000	16,000	16,000	16,000	18,900	18,900	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・因幡霊場の員内住民の負担額は維持管理費の70%を80%とした。
H22	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H23	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・廃棄物等審議会開催
H24	360		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H25	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H26	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・廃棄物等審議会開催
H27	370		〃	〃	〃	〃	19,440	19,440	〃	〃	〃	〃	48,600	48,600	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・消費税改定(5%→8%)に伴い、課税対象の人体の一部、畜類を改定
H28	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
H29	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・廃棄物等審議会開催
H30	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	57,000	37,000	37,000	37,000	45,360	45,360	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・因幡霊場の員外料金を試算したところ差があったので改定した
R1	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・智頭町の火葬事務が東部広域に編入 ・消費税改定(8%→10%)
R2	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・廃棄物等審議会開催
R3	390		〃	〃	〃	〃	19,800	19,800	55,000	35,000	35,000	35,000	45,100	45,100	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・因幡霊場の員外料金を試算したところ差があったので改定した
R4	〃	120	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
R5	〃	120	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	・リンピアいなば供用開始(R5.4.1)

※ 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金は、上段は東部広域の条例上の料金で、()内は実際に徴収している料金です。